

2019年5月14日

各位

会社名 株式会社インターワークス
代表名 代表取締役会長兼社長 西本甲介
(コード: 6032 東証第一部)
問合せ先 総務部長 豊嶋一人
(電話 03-6823-5404)

譲渡制限付株式報酬制度に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年2月1日に公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(以下「2019年2月1日付リリース」といいます。)に記載の当期の譲渡制限付株式(以下「本株式」といいます。)の付与をしないことが決定しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)に関する概要につきましては、2019年2月1日付リリースをご参照ください。

2. 当期の本株式の付与をしない理由

本株式付与の条件である2019年3月期の営業利益が8.1億円を下回ったため。

3. 今後の見通し

(1) 本制度の継続について

当社は取締役(ただし、社外取締役は含まないものとします。)及び従業員に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を継続することを決定しました。

(2) 本制度の継続後の概要について

本制度継続にあたり、2019年2月1日付リリースにて記載の通り、2019年6月27日開催予定の第29回定時株主総会にて、本株式付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本株式付与にかかる詳細につきましては、決まり次第改めてお知らせいたします。

以上